

富山市ライフライン共通プラットフォーム協議会会則

(名称)

第1条 本会は、「富山市ライフライン共通プラットフォーム協議会（以下、「協議会）」と称する。

(目的)

第2条 協議会は、自治体・ライフライン事業者が持つ工事情報、交通規制情報や市民からの通報・投稿情報を連携する共通プラットフォームの構築により、住民にとって簡便・正確・迅速な情報提供体制を整備し、渋滞の軽減や生活安全など、住民の日々の生活のクオリティ向上を図るとともに、官民連携による災害復旧の迅速化など、誰もが安心して暮らせる都市づくりを目指すことを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は前条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

- (1) 富山市が「ライフライン共通プラットフォームによる暮らしの質向上事業」でシステム化するデータベース及びソフトウェアの制作、運用に関する協議・調整等に関すること。
- (2) オープンデータ化や道路占用等行政手続きの効率化など、ライフライン共通プラットフォームの利活用に関する調査研究。
- (3) ライフライン共通プラットフォームの有効性と独立組織化の検証に関すること。
- (4) その他、目的を達成するために必要な事業に関すること。

(組織)

第4条 協議会は、議長及び副議長、委員をもって組織する。

2 議長は、必要があると認めるときは、協議会に新たな委員を参加させることができる。

(役員)

第5条 議長は、委員の互選により選任する。

2 副議長は、委員のうちから、議長が指名する。

(役員の仕事)

第6条 議長は、会務を総理する。

2 副議長は、議長を補佐し、議長が不在のときは、その職務を代理する。

(役員任期)

第7条 役員任期は一期1年とし、再任をさまたげないものとする。

(総会)

第8条 総会は、議長が招集する。

2 総会は、次に掲げる事項を審議し、議決する。

(1) 協議会の会則に関する事。

(2) 協議会の運営に関する事。

(3) 協議会の事業計画及び事業報告に関する事。

(4) 「ライフライン共通プラットフォームによる暮らしの質の向上事業」の推進に必要な事項。

(5) その他、協議会の目的の達成に必要な事項。

3 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。

4 やむを得ない理由により総会に出席できない委員は、代理人を出席させることができる。

5 総会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 議長が、必要があると認めるときは、委員以外の者に総会への出席を求めることができる。

(分科会)

第9条 協議会は、事業の計画及び報告の審議等に必要な調査研究・検討を行うため、必要に応じて分科会を開催するものとし、分科会の議事は、議長が指示する。

2 協議会は、必要に応じ、外部の団体・企業及び有識者等に分科会への出席を求めることができる。

(専決処分)

第10条 議長は、緊急を要する場合で総会を招集する時間がないと認められるときは、その議決すべき事項について専決処分することができる。

2 議長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを次の総会において報告し、その承認を求めなければならない。

(事務局)

第11条 協議会の事務を処理するため、富山市企画管理部情報統計課に事務局を置く。

(秘密保持)

第12条 委員は、協議会において開示される会員の秘密情報を、開示する委員の秘密として保持しなければならないものとする。

2 秘密情報とは次の各号に定める情報を言う。

(1) 開示、提供された資料、データ、サンプル、ソフトウェア、その他技術情報、その他

業務上の情報で開示、提供の際に秘密である旨の表示がされたもの。

(2) 口頭、映像、音声、デモンストレーションまたは有形物以外の媒体により開示、提供された情報については、開示の際に秘密である旨を明言したもの。

(3) 但し、次の号のいずれいれかに該当する情報についてはこの限りではない。

- ① 開示を受けた時点で既に保有していた情報
- ② 開示を受けた時点で既に公知となっていた情報
- ③ 開示を受けた後、自らの責めに帰すべき事由によらず公知となった情報
- ④ 開示を受けた後、秘密情報に依拠することなく、独自に開発、作成した情報
- ⑤ 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく合法的に
入手した情報

3 秘密情報の受領者は、秘密情報に関する全ての文書及びその他の媒体（電子的に記録されたものを含む）、並びにそれらの複製物を、他の文書や物品等と明確にし、善良なる管理者の注意義務をもって保管するものとする。

4 知り得た秘密情報を受領・保持する委員は、協議会の承諾なしに秘密情報を第三者に開示、漏えいしてはならないものとする。

5 知り得た秘密情報を受領・保持する委員は、協議会及び秘密情報を提供した委員から返還を要求されたときは、協議会及び秘密情報を提供した委員の指示に従い秘密情報の返還及び破棄するものとする。

6 知り得た秘密情報を受領・保持する委員は、知り得た秘密情報を協議会の目的以外に使用してはならないものとする。

(補則)

第13条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

1 この会則は、平成28年10月31日から施行する。